

独国青助第17号
令和2年4月17日

助成団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 鈴木 みゆき

新型コロナウイルスの感染防止に向けた「緊急事態宣言」の全国拡大に伴う
子どもゆめ基金助成金の対応について

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められたことにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、昨日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県と変更されました。

については、令和2年4月20日から緊急事態の解除までの間、下記のとおり措置しますので、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

記

1. 助成活動の延期又は中止の要請

令和2年4月20日から緊急事態の解除までの間に助成活動の実施を計画している場合は、原則として当該活動の延期（令和2年度中に限る。）を要請するとともに、延期が困難な場合は中止を要請します。

なお、活動の延期又は中止を行う場合は、子どもゆめ基金担当までご連絡下さい。

2. 助成金交付の中止

令和2年4月20日から緊急事態の解除までの間に実施する助成活動に対して、子どもゆめ基金助成金を交付しないものとします。

【参考情報】

○関連情報ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症対策の対応について（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

子どもゆめ基金

TEL : 0120-579081

（平日 9:00~17:45）

E-Mail : yume@niye.go.jp